

区分	対応における課題			今後の取組
	～4月6日（兵庫県に緊急事態宣言発令）	4月7日（兵庫県に緊急事態宣言発令）～ 5月20日	5月21日（兵庫県の緊急事態宣言解除）～6月18日	
国・県の状況、要請等	<p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染患者死亡時の保健所との連絡調整（生活環境課）（今回は連絡なかった） <p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒用アルコールの安全な取扱い 	<p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時の医療施設に係る各法令適用 ・ 防火管理や消防用設備等の設置維持管理に係る消防法令の運用 ・ 感染拡大防止に向けた消防検査等の在り方 <p>(都市安全部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部から、災害時のような細やかな情報提供がない。電話等で問い合わせしても回答がないこともあった。 ・ 営業自粛対象施設が営業していることを市民から通報を受けた際の対応について手順等が示されなかった。 	<p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛沫防止用シートに係る火災予防上の留意事項 	<p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民及び事業者等に対し消毒用アルコールの使用及び保管の際の火気管理の徹底 <p>(都市安全部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県担当の把握と連携
市内の感染状況	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陽性者、濃厚接触者が発生し、正確な情報の流れが明らかでなかったことから、噂の一人歩きや必要以上の警戒が発生した。どの情報が公開され、どこが把握し、どのように伝達されるかの整理が必要である。 ・ 宝塚第一病院にてクラスターが発生した。全国で医療資機材不足の中で、保健所を設置していない市は感染症対策において対応できることが極めて限定的である一方、「市としての対応」を求められることも多かった。 			
会議等	<p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議の開催の仕方 ・ 消防法令上の届出書や申請書の受付の仕方 <p>(都市安全部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法に基づかない場合の本部設置基準及び担当について ・ 危機管理指針に基づいて、対策を講じた 	<p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火管理講習会等の法的資格講習会の開催の在り方 <p>(都市安全部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の密を避ける 	<p>(都市安全部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議録が簡略すぎると指摘 	<p>(都市整備部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言発令された場合、各種審査会等の開催中止を検討する。 <p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WEB会議の導入。現在、庁内の会議室では対応できるが、会議室の確保が困難なため、中央公民館においても機器の利用ができることが望ましい。 ・ 社会福祉審議会小委員会の書面決議などによる開催の検討 ・ 宝塚健康福祉事務所と情報交換を行い、市ができる対応について検討する。 <p>(産業文化部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度フラワー都市交流連絡協議会総会はオンラインにて7月15日に開催予定。（農政課） <p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議について、感染防止対策を徹底し再開するが、引き続き書面会議が可能なものは継続する。 ・ 感染拡大予防策を徹底したうえで、防火管理講習会を再開する。 <p>(都市安全部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の密を避けるため、人数を抑え、時間の短縮を図り、感染防止対策をとる。 ・ 会議録については、会議の要点、決定事項を具体的に明記する。
市議会 県要望 業務の見直し 計画の見直し	<p>(上下水道局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 局独自のマスク及び消毒液の確保（総務課） <p>→ 消毒液の確保が遅れた</p> <p>(経営企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県水道受水費3カ月免除の申請 <p>(浄水課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各浄水場において管理棟への入場者の制限 <p>→ 一部緩和するが、当面の間は継続とする</p> <p>(水質検査室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来所者に対し消毒依頼の徹底 <p>(工務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負業者等との来局による打合等の回数を削減 <p>(工務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き実施 ・ 飛沫感染防止対策として執務室内カウンターにビニールシート設置 <p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宝塚健康福祉事務所と新型コロナウイルス感染症患者の対応及び移送について協議する必要があったものの、日々多数の感染者が発生し、状況が変化することで協議は難航した。 <p>(都市安全部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者が居住する市町名の情報開示を要望 <p>→ 県に確認し、公表する。市として独自に発表することで、週ごとの発生状況について市ホームページで公表できるようになった。</p>	<p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症患者の移送により発生した感染性廃棄物の処分について、宝塚健康福祉事務所と協議し、健康福祉事務所の契約を変更することとなったが、新興感染症対応について必要事項は事前に協議しておく必要があった。 	<p>(都市安全部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインに基づく要望について → 市の指針を作成し、健康福祉事務所と情報共有の連携を図った。 ・ 県の新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインに基づいて、市の避難所開設、運営に関する指針を作成、これに伴う備品の整備と周知 → 指針に基づく備品整備、訓練及び説明会の開催、避難所運営マニュアルの改正 	<p>(都市整備部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業などの申請業務の進行中に緊急事態宣言が発令された際は、申請の受付中断を検討する必要がある。 <p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宝塚健康福祉事務所と感染症対策について、協定又は覚書を交わすことと、連携強化を図る。 <p>(都市安全部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理指針の見直し ・ 宝塚市新型コロナウイルス感染症等対策本部設置要綱の見直し ・ 新型コロナウイルス発生時における宝塚市業務継続計画の見直し
市職員の勤務体制	<p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や保育所等の閉鎖により、特に子育て世代の職員について、長期にわたり職場への出勤ができないケースが発生した。各職場（特にG階）の密集度を下げるための方策をこの時点では実施できなかった。 <p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策業務への従事や所管事業の中止対応のため出勤する必要がある一方、家庭の事情により出勤できない職員も多く、勤務体制の構築に苦慮した。また、宝塚健康福祉事務所から保健師の派遣依頼があり、協力する必要もあった。 	<p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時差出勤や在宅勤務制度、共用執務スペースの導入等により各職場の密集度の低下に努めたが、政府要請の7割減少には及ばなかった。 <p>(都市整備部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅勤務開始及び時差出勤に伴い、一時的な人員不足がみられた。 <p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大防止のため時差出勤等の制度が設けられたが、対策業務や所管事業の中止・代替実施のため出勤する必要もあり、出勤者数を大幅に減らすことは困難であった。 <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が4人のため、在宅勤務の取り入れが難しいこと（地域エネルギー課） 	<p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅勤務制度について、PC等の利用ができないものであったため、生産性の面やサービスの面で課題が生じた。 <p>(都市整備部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅勤務開始及び時差出勤に伴い、一時的な人員不足がみられた。 <p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管事業の再開に伴い時差出勤等を行うことができなくなり、職場の密集度も高くなったが、執務場所の分散も困難であり有効な対策が見いだせなかった。 	<p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同様のケースが起これることを考慮し、PC等も利用できる生産性の高いテレワークの実施に向けての調整や、余裕のある執務スペースの実現に向け取り組む。 <p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策業務を行う部署においては出勤者数を大幅に減らすことは困難であり、一定の人員を確保しつつ職場の密集を避ける方策が必要である。解決策の一つとしては執務場所の分散が挙げられるが、スペースや通信回線の問題などを解消する必要がある。また、特定の職員の負担が過重にならないよう配慮する必要がある。 ・ 庁内依頼・照会については、対策業務関係において急を要する案件が多く発生するため、その他の案件については時期を遅らせる等の対応が必要である。 <p>宝塚健康福祉事務所への派遣については、今後要請があれば対応可能な範囲で協力する。</p> <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も時差出勤を継続していく（地域エネルギー課、環境政策課、生活環境課）
広報	<p>(市民交流部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会、まちづくり協議会への周知が文書の郵送によるものであり、迅速性や郵送コストに課題あり。 	<p>(市民交流部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HP災害モード代替時に、表示項目が不十分だった。 ・ 臨時号発行に係るスキームが確立されていない（予算および事務的側面）。 ・ 市民の関心が高い事業についての。具体的かつ迅速な情報提供（HP更新など）が不十分だった。 ・ 自治会、まちづくり協議会への周知が文書の郵送によるものであり、迅速性や郵送コストに課題あり。 <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 布ごみの収集再開の目処が立たないこと（業務課） 	<p>(市民交流部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会、まちづくり協議会への周知が文書の郵送によるものであり、迅速性や郵送コストに課題あり。 <p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申請運用後の検証の在り方 ・ 届出書類の郵送受付を実施後の検証の在り方 	<p>(市民交流部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2波が起こった際の臨時号発行 ・ HPシステム更新による、災害モード時の操作性の向上。 ・ 電子メール等、紙媒体以外での周知方法について検討する。 <p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種民間防火組織との連携（訓練）活動の低下対策 ・ 自主防災組織活動の低下対策
相談	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陽性者、濃厚接触者が介護施設関連で発生。他市の保健所、他市の施設ということもあり情報が入らない中、ケアマネやサービス事業所からの問い合わせ、対応、相談が殺到した。 ・ クラスター発生施設利用者の全担当ケアマネへの注意事項周知を兵庫県より求められ、全対象事業所を洗い出し FAX 送信や電話での対応を行った。県庁、監査指導課、保健所の見解が統一されておらず対応に追われた。 ・ 市では対応できない事項も含め多くの相談・苦情が寄せられ、対応に苦慮した。 	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内介護事業所で陽性者発生したが、左記を踏まえ、県民局の協力が得られたため、対応は3月に比較してスムーズに進められた。 	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内介護事業所から、介護報酬の特例の取扱についての問い合わせ、相談があるが、解釈について見解を出すまでに時間がかかった。 <p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火管理新規講習の中止に伴う防火管理者の選任や消防用設備等の設置その他各種点検報告・届出実施困難による安全対策措置の講じ方 	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所が適切な事業運営を行えるよう県と連携をとっていく。 ・ 市で対応できる事項については、丁寧かつタイムリーな情報提供に留意する。また、今般のような非常時においては、業務量確保の観点から、匿名での苦情メール等は情報提供扱いとする（回答は作成しない）ような対応も必要と考える。 ・ 県の所管に関する事項については、随時県に対し要望を行う。

区分	対応における課題			今後の取組
	～4月6日（兵庫県に緊急事態宣言発令）	4月7日（兵庫県に緊急事態宣言発令）～ 5月20日	5月21日（兵庫県の緊急事態宣言解除）～6月18日	
医療体制	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーンアルスや宝塚第一病院でのクラスター発生により、市内の医療機関において診療を行うことへの不安があり、3/18の県知事要望にて検査体制の確保を要望した。 市立休日応急診療所においては、感染防止用品の調達に難しい中で、感染防止に配慮しつつ診療を継続することや、感染疑い者がいる場合にはPCR検査を受けるよう対応する必要があるが、当時は検査体制の整備が進んでおらず、対応に苦慮した。 <p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急出動について、新型コロナウイルス感染症の疑いがある事案であった場合、新興感染症であり情報が少ないことから、搬送後の消毒には通常時に比べ、多くの時間を必要とし、その間は出動不可であったため、予備車による臨時救急隊編成も必要となった。 <p>(市立病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急体制の制限、病院機能の縮小 	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> PCR検査体制の充実など、医療体制の整備について、宝塚健康福祉事務所の考え方を把握することが難しかった。 <p>(市立病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急体制の制限、病院機能の縮小 5月11日 コロナ専用病棟6床を開設。HCU・救急医療センターを閉鎖し、救急受入れを制限。 	<p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急業務体制が整ったことから、救急ワークステーションを7月1日から再開することとしたが、宝塚市立病院と密に連携し、新型コロナウイルス感染症の流行について注視する必要がある。 <p>(市立病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急体制の制限、病院機能の縮小 5月21日 HCU 8床を再開 5月29日 救急科8床を再開 6月15日 コロナ専用病棟を3床に縮小し、救急医療センター→21床運用へ拡大 	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2波の発生について、市立病院から発熱外来への医師の派遣要請があれば、医師会の協力に向けて所得補償などの保険等の事務手続きを進める。 休日応急診療所においては、感染防止用のクリーンパーテーションや防護服等を調達し、感染防止対策を行いながら診療を続けることができる体制を構築する。また、PCR検査については、スムーズに検査を受けることができるよう県に要望する。 <p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新興感染症の発生に備え、平時から対策基本計画を状況に合わせて見直しを行うとともに、より即応する体制を整備する。 <p>(市立病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> 院内感染の発生防止 コロナ(疑い)患者が増加(第2波、第3波)した際の職員体制の整備及び医師会医師による診療応援体制の運用
衛生用品等の購入・寄附・配布提供	<p>(市民交流部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消毒用品の確保が困難。 <p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> マスクを突然大量に引き渡され、担当課で配布する必要が生じたが、通常業務と並行しての作業であり、負担が大きかった。備蓄放出については、ある程度計画的に行ってほしい。 クラスター対策への一助として、防護服などの感染予防資材や消毒薬が必要とされていたが、市には医療機関に配布できる備蓄はなく、市場での流通も不足している状況であった。 <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク、アルコール消毒液の確保(生活環境課) <p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急活動上、必須である各感染防止対策資材について、価格が高騰し、納期の目途も立たない状態であった。また、現場救急隊の使用量について見直しを立てることも困難であった。 <p>(市立病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療物資の確保(都市安全部) 2月ごろから、市民からマスクや消毒剤を求める要望が殺到 備蓄マスクの配布基準 	<p>(市民交流部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消毒用品の確保が困難。 <p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 備蓄放出、寄附品の引き渡しについて急になされることが複数回あり、置き場所や配布場所の確保、市内事業者への配布案内・配布作業に関する事務負担が大きかった。一定期間の配布計画が示されるとともに、対象が重複する関係課、関係機関との連携体制の構築、情報共有が必要である。 <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク、アルコール消毒液の確保(生活環境課) <p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策が明確となったが、各感染防止対策資材の供給は依然少ないことから、例外的な取扱いについて検討することも必要となった。 <p>(市立病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療物資の確保(都市安全部) 民間企業や個人からの寄附マスクの受領 →マスク等寄附に係るルール作りを進めた 	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言解除後も、マスクや消毒薬が送られてきており、保管場所の確保に苦労している。 <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク、アルコール消毒液の確保(生活環境課) <p>(市立病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療物資の確保(都市安全部) 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所用品の確保が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業者のメールアドレスの収集を行い、FAXや郵送での案内でなく、メールでの情報提供を可能としていく。 <p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時に救急告示病院に配布できるように、すぐに確保しにくい防護ガウンを購入して備蓄することを検討する。 <p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新興感染症が発生した際に、必要とされる各感染防止対策資材の備蓄数を見直し、十分な備蓄を行うとともに、より詳細な保有数の管理を行う。 <p>(市立病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療物資の安定的な確保(都市安全部) 備蓄マスク、消毒剤の補充確保 →確保済み 衛生用品備蓄の市民啓発 宝塚市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱の見直し 宝塚市新型インフルエンザ対策備蓄計画の見直し 避難所となる施設の備蓄などの体制整備
高齢者・基礎疾患を有するもの・妊婦等の予防対策		<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の布製マスクは、4月下旬になっても届かず、その後届いたが多数の不良品があり配布中断を余儀なくされた。寺院から寄贈されたサージカルマスクは妊婦1人につき20枚ずつ配布できたが、1箱50枚入りのマスクを20枚ずつに分ける作業は衛生的に行う必要があり、清潔な白衣、マスク、手袋、ヘアキャップ、広い部屋及び人員を確保する難しさがあった。 	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の布製マスクの市への配布時期が確定せず、送付作業日を何度も見直すこととなった。 	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の布製マスクは、7月は全ての妊婦2枚ずつ、8月以降は希望者に送付する予定。 サージカルマスクは、引き続き妊婦1人に20枚ずつ配布する。 妊婦が感染予防に留意しながら妊婦健診の受診や出産に臨めるように、タクシー代やマスク代の一部としての特別支援給付金の支給を検討する。
学校園		<p>(学校教育部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭学習の返却等に時間がかかることが課題として分かったため、課題の提示、回収、返却の頻度をあげるようにする。 		<p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自衛消防訓練実施方法の工夫 <p>(教委管理部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校園に対し、感染防止対策として必要な物品の手配をする。 調理員控室の3密及び調理員に感染者が出た場合の対応について検討する。
保育所	<p>(子ども未来部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自粛要請をおこなっていたが、出席率が高く密集・密接状況が続いた。 春節祭等で中国に帰られたりする保護者や児童がいるなど諸外国から帰国した児童・保護者の対応に苦慮した。 保育を継続して実施するにあたり、保育内容(行事・散歩・園外保育)を再検討する必要があったが、実施の有無や方法についての判断が難しかった。 複数の保護者が相次いで濃厚接触者となりPCR検査を実施していたが、宝塚健康福祉事務所等関係機関との結果等情報共有の方法が確立していないため、個々の状況の把握や対応に苦慮した。 	<p>(子ども未来部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 4/17から特別保育を開始するにあたり、職業を限定して受入れをしたが、限定した職業以外にも支援家庭等受入れが必要な家庭もあり、個別の対応が必要となった。個々の状況の把握や対応に苦慮した。 自粛要請・特別保育が長期にわたるため、支援が必要な家庭の現状把握が難しい状況であった。 地域の子育て家庭に対して支援を行う方法に苦慮したため、支援の方法を再検討しておく必要がある。 	<p>(子ども未来部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別保育の解除により、出席児童数が増加し、密を避けることが難しい状況での保育の実施となっており、ガイドラインを作成したが、随時、保育内容を再点検する必要がある。 子育て支援事業の利用児童と入所児童が交わらないようにするなど、極力、人との接触の機会を減らすなど、保育所としての運営方法の見直しを行ったが、対応方法について再度確認をする必要がある。 	<p>(子ども未来部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2波の発生に備え「新型コロナウイルス感染症」に関するマニュアル、ガイドラインを更新し、保育の実施方法及び新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応について保健所との連携体制を確立しておく必要がある。
公共施設(学校園、保育所以外)	<p>(市民交流部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域利用施設等及び共同利用施設の各指定管理者への周知が文書の郵送によるものであり、迅速性や郵送コストに課題あり。 <p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業中止・貸館閉鎖の決定について、利用者への周知(都市安全部) <p>公園アドプト団体から、清掃活動等ができないため清掃業者の派遣要望があったが、予算の都合上、委託できなかった。このため、一部の公園で清掃が行われなかった。</p> <p>(子ども未来部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【子ども家庭支援センター】安全対策マニュアル作成にあたっての参考情報が定まっていなかったため、児童館の開館の方法や対応の決定が難しかった。 他機関との調整が必要なため、大型児童センター、児童館及び子ども館の休館決定のタイミングが回り難かった。 【地域児童育成会】一斉臨時休校に伴う地域児童育成会の開所時間延長に対応するため学校用職員等の応援を人員を確保したが、支援員の代替にはならぬため恒常的に超過勤務が生じた。 保護者に対し利用自粛を要請していたが、出席率が高く密集・密接の状況下で保育せざるを得なかった。 <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺体が納体袋に梱包されていない火葬を受けざるを得ないこと(生活環境課) <p>(産業文化部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の使用制限や休館に伴う休業補償の問題 施設の休館に伴い市民サービスが低下 施設利用者及び施設職員等の感染防止対策を講じる上での消毒液、マスクなどの物資不足(以上、観光企画課) 手塚治虫記念館3/20に予定していたリニューアルオープンを延期(手塚治虫記念館) <p>(社会教育部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【公民館】臨時休館の期間の判断 指定管理者への補償の有無 【スポーツ施設】スポーツ施設の利用制限や休館を判断する客観的指標が存在しないため、その時期や程度を判断することが困難である。また、指定管理制度による施設運営を行っているため、指定管理者への補償の必要性や内容及び程度をいかに決定するかが課題である。 <p>(都市整備部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の運用、イベント開催の市としての基準を示す必要がある。 (市街地整備課) 公共施設の損失補償について、施設所管課ごとに対応状況が異なるため、市としての対応状況の指示が必要である。(市街地整備課) 	<p>(市民交流部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域利用施設等及び共同利用施設の各指定管理者への周知が文書の郵送によるものであり、迅速性や郵送コストに課題あり。 <p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業中止・貸館閉鎖の決定について、利用者への周知(都市安全部) <p>公園アドプト団体から、清掃活動等ができないため清掃業者の派遣要望があったが、予算の都合上、委託できなかった。このため、一部の公園で清掃が行われなかった。</p> <p>(子ども未来部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【子ども家庭支援センター】安全対策マニュアル作成にあたっての参考情報が定まっていなかったため、児童館の開館の方法や対応の決定が難しかった。 他機関との調整が必要なため、大型児童センター、児童館及び子ども館の休館決定のタイミングが回り難かった。 【子ども発達支援センター】障福祉サービスとして、継続実施要請がある中、サービス提供の自粛要請する方法について、県から示された基準もわかりにくく、他市施設も対応が様々で、宝塚市としても学校、保育所との動向をみながら判断する必要から利用者への説明が難しかった。 【地域児童育成会】支援員の勤務時間帯を調整し超過勤務を減らすことができたが、4/17からの特別保育移行までは依然として出席率が高く密集・密接状況が続いた。 <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺体が納体袋に梱包されていない火葬を受けざるを得ないこと(生活環境課) <p>(産業文化部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の使用制限や休館に伴う休業補償の問題 施設の休館に伴い市民サービスが低下 施設利用者及び施設職員等の感染防止対策を講じる上での消毒液、マスクなどの物資不足(以上、観光企画課) クラスタの発生を防止するため開館時オペレーションを作成し、開館に向けて準備を進める。(手塚治虫記念館) <p>(社会教育部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【公民館】再開に向けた感染防止対策の検討 【スポーツ施設】スポーツ施設の運営を指定管理制度により行っているため、緊急事態宣言発令を受けて臨時休館を決定するに当たり、指定管理者への補償が全くなくて良い判断を求められる。 <p>(都市整備部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の運用、イベント開催の市としての基準を示す必要がある。 	<p>(市民交流部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域利用施設等及び共同利用施設の各指定管理者への周知が文書の郵送によるものであり、迅速性や郵送コストに課題あり。 <p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業中止・貸館閉鎖の決定について、利用者への周知(都市安全部) <p>開館に当たっては、禁止する利用方法を定めるかどうかなどは庁内共通の基準を設定すべきであった。</p> <p>(子ども未来部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【子ども家庭支援センター】安全対策マニュアル作成にあたっての参考情報が定まっていなかったため、再開に向けての児童館の開館の方法や対応の決定が難しかった。 他機関との調整が必要なため、大型児童センター、児童館及び子ども館の再開に向けた基準の整理が難しかった。 【子ども発達支援センター】給食再開にあたっての対応策について、どこまで徹底する必要があるのか、他市同施設の対応も様々で判断が難しかった。 【地域児童育成会】小学校の分散登校開始により、育成会においては午前中からの開所が必要となった。また、感染予防等に関する開所マニュアルの作成が必要であったが、学校のマニュアルとの整合を取る必要があることから、対応が遅くなった。 <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺体が納体袋に梱包されていない火葬を受けざるを得ないこと(生活環境課) <p>(産業文化部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の使用制限や休館に伴う休業補償の問題 施設の休館に伴い市民サービスが低下 施設利用者及び施設職員等の感染防止対策を講じる上での消毒液、マスクなどの物資不足 施設再開にあたっての感染防止策の徹底(以上、観光企画課) 6月8日よりリニューアルオープン。(人数制限、土日祝の1時間完全入替制、検温、チェックシート記入など、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を導入)(手塚治虫記念館) <p>(社会教育部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ施設】臨時休館していたスポーツ施設を再開するに当たり、感染拡大を防止するために必要な対策をいかに行うかを求められる。 <p>(都市整備部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の損失補償について、施設所管課ごとに対応状況が異なるため、市としての対応状況の指示が必要である。 	<p>(市民交流部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子メール等、紙媒体以外での周知方法について検討する。 <p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業や貸館の再開にあたり、利用者への3密回避・利用時の注意事項等の徹底に努める。 <p>(都市安全部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染病蔓延などで一定期間、アドプト団体が活動できないケースが想定されるため、公園アドプト制度の見直しを行うことを検討する。 <p>(子ども未来部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【子ども家庭支援センター】大型児童センター、児童館及び子ども館職員の意見も踏まえながら、「児童館・子ども館開館に向けての留意点」に準じて運営を行う。 第2波に備えた、衛生用品等の準備、備蓄。 【地域児童育成会】一斉臨時休校等、緊急事態における小学校と育成会の連携及び協力体制の課題が浮き彫りとなった。今後、第2波の発生に備え、小学校との協力体制を密にする必要がある。 <p>(産業文化部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策を進めながらも、施設利用制限等を適宜見直ししていく(文化政策課) 今後も引き続き、指定管理者と連携協力のうえ、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや業界団体等が作成するガイドラインに基づき、適切な感染防止対策の徹底に努める(観光企画課) 現状の取り組みを継続し、引き続き館内でのクラスター発生を防止するよう努める。(世の中の状況を注視し、随時対応する。)(手塚治虫記念館) <p>(社会教育部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【公民館】公民館再開に向けたガイドラインを基に公民館の利用を再開。7月1日からは自習室の利用再開。非接触式温度計及びサーモグラフィを導入。兵庫県の新型コロナウイルス追跡システムを導入予定。 【図書館】職員や過去の利用者に感染が判明した場合の対策の整理。 【スポーツ施設】臨時休館していたスポーツ施設を再開するに当たり、感染拡大を防止するために必要な対策をいかに行うかを求められる。

区分	対応における課題			今後の取組
	～4月6日（兵庫県に緊急事態宣言発令）	4月7日（兵庫県に緊急事態宣言発令）～ 5月20日	5月21日（兵庫県の緊急事態宣言解除）～6月18日	
イベント等	<p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等を開始するには周知期間が必要であり、広報掲載依頼の時期を考慮すると2か月程度必要であり、どのタイミングで中止延期を決定するかは課題である。 <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中止の判断基準となるものがなかったこと（生活環境課） ・産業文化部 <p>(観光企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の中止や延期に伴う関係団体等との連絡調整（観光企画課） ・各種民間防火組織との活動における連携の在り方（選挙管理委員会） ・2/27開催予定だった市民教養講座の中止を2日前に決定した。事前申込制ではなく、ホームページで周知したが、当日に10名ほど会場に来られた。（社会教育部） <p>【社会教育、公民館】</p> <p>延期または中止の判断が必要</p> <p>延期後の開催時期の検討</p> <p>【スポーツ】</p> <p>スポーツイベントの開催可否や制限を加えた上で開催することが適当であるかを判断する客観的指標が存在しないため、イベントの規模や内容に応じた開催方法をいかに決定するかが課題である。</p>	<p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等を開始するには周知期間が必要であり、広報掲載依頼の時期を考慮すると2か月程度必要であり、どのタイミングで中止延期を決定するかは課題である。 <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中止の判断基準となるものがなかったこと（生活環境課） ・産業文化部 <p>(観光企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の中止や延期に伴う関係団体等との連絡調整（観光企画課） ・社会教育部 <p>【社会教育、公民館】</p> <p>開催時期、規模の検討</p> <p>【スポーツ】</p> <p>計画していたスポーツイベントについて、時期や規模、態様ごとに将来の感染状況の見通しが立たない中、実施の可否について判断を求められる。</p>	<p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等を開始するには周知期間が必要であり、広報掲載依頼の時期を考慮すると2か月程度必要であり、どのタイミングで中止延期を決定するかは課題である <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「省エネチャレンジたからづか2020」を実施できなかった（地域エネルギー課） ・「ホテル観賞の夕べ」の実施にあたっては、マスクの着用・手指の消毒・体温測定等が必要であるが、参加人数が多く対応が困難である（環境政策課） ・産業文化部 <p>(観光企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の中止や延期に伴う関係団体等との連絡調整（観光企画課） ・消防本部 <p>(社会教育部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月28日以降、救命講習を中止しているが、講習内容に人工呼吸が含まれ、訓練用的人形を共有することから、講習の再開時期については検討が必要である。 <p>(社会教育部)</p> <p>【スポーツ】</p> <p>計画していたスポーツイベントについて、時期や規模、態様ごとに将来の感染状況の見通しが立たない中、実施の可否について判断を求められる。</p> <p>(都市安全部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が実施する防災訓練や出前講座を実施する上で新型コロナウイルス感染症に対応することが困難 	<p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業については、講演会等、3密になるような啓発以外のホームページやツイッター等を活用した啓発事業に活力する。 <p>(都市整備部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度について、市主催・共催の会議・イベントの開催方法を見直しすべきである。（開発審査課） <p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策事業に関するイベント開催は状況を見ながら実施 ・手話による読み聞かせ「手話で楽しむ絵本の世界」は状況を見ながら実施（環境部） ・今後実施するイベントについて、オンラインでできるような内容の見直しが必要である（環境政策課） ・イベント以外での啓発について検討する必要がある（環境政策課） ・集まって開催するイベント等はできないが、オンラインを活用して実施するイベントを予定している（地域エネルギー課） ・一斉清掃を実施するには、参加者にマスクの着用や3密を避ける対策を依頼する必要がある（環境政策課、生活環境課） ・産業文化部 ・第136回宝塚植木まつり(秋)は10月9日から12日を予定していたが、7月6日の宝塚花き園芸協合理事会にて中止が決定した。 ・西谷収穫祭の開催可否について、7月9日の総会にて中止が決定した。 ・朝市において人数制限等の感染対策を実施。 ・(以上、農政課) ・感染拡大防止の観点から、イベント等の開催の必要性を改めて検討するとともに、開催の必要がある場合には、感染防止対策の徹底や、実施方法について再検討を図る（観光企画課） <p>(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大予防策を徹底したうえで、救命講習を再開し、応急手当普及啓発活動を推進する。 ・火災予防啓発活動について、車両による巡回、ポスターの掲示、HP等のインターネット媒体を活用した広報へ移行 <p>(選挙管理委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前参加申込制を検討し、中止の際の連絡を可能にする。 ・状況によりイベントが中止になる可能性があることを広報時に明記する。（緊急事態宣言の発令など） <p>(社会教育部)</p> <p>【公民館】</p> <p>8月から自主事業を開始予定。</p> <p>指定事業は10月から実施予定（8月に最終判断を行う）</p> <p>【スポーツ】</p> <p>スポーツイベント時に、感染防止策チェックリストの記入を求めるとともに、サーモグラフィ、非接触型体温計を設置して、発熱症状等感染可能性のある人の参加自粛を促す。</p> <p>(都市安全部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式（新型コロナウイルス感染防止対策）を講じたガイドラインを作成し市民に啓発済み
生活支援		<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度まで住居確保給付金の相談件数がなかったため、予算額が少なく、コロナの影響で件数が増加したため、予算不足となった。（今後も申請者数に注視して、予算不足に注意する。） ・休業等に伴う収入減少による生活困窮者の相談件数が増加したため、相談場所を増やしたが、部屋が確保できず、市役所出入口付近にブースを設けたため、プライバシーの配慮が困難となった。（狭い場所だと3密になる恐れもあり、場所も限られている。） ・(子ども未来部) ・【ひとり親家庭生活学習支援事業(たからっ子みらい塾)】受講生を集めて学習支援を提供し、対面での指導が主となる事業形態のため、4月に実施した中学3年生の募集には少なからず新型コロナウイルスの影響を受けた可能性がある。 ・非常事態宣言発令のため、5月中のひとり親家庭生活学習支援事業の対面実施ができず、プリント教材郵送での代替実施となったことから、指導のために必要な受講生の不得手な学習部分の把握に苦慮した。 		<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【特別定額給付金】住民基本台帳の閲覧、関係課からの情報収集、電話による照会、現地調査等により、未申請者への周知、勧奨を行っている。 ・(子ども未来部) ・【ひとり親家庭生活学習支援事業(たからっ子みらい塾)】今後臨時休校等でのひとり親家庭生活学習支援事業の実施が難しくなった場合に備え、希望者に対し発行していたICT教材のIDを利用者全員に付与するよう事業者へ依頼した。
企業支援				<p>(産業文化部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市内店舗キャッシュレスポイント還元事業 8月以降実施予定（9月よりポイント還元実施予定） ・商店街お買物券・ポイントシール事業 各団体において実施時期決定（商工勤労課）
その他	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの3月19日付の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い定期予防接種が規定の期限までに受けられなかった方に対して、定期接種の期限を延長する特例措置を実施し、周知を行ったが、本特例措置のことを知らない保護者がいたことから、周知が十分ではないと考える。 ・新型コロナウイルス感染症のワクチンが開発され、住民接種を実施することが想定される。 ・乳幼児健診（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）を中止しアンケートに代えたが、返信があるごとに個別の相談に対応できるよう人員を配置する必要があった。 <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3密を避けるため、大人数が参加する会議が開催できなかったこと（地域エネルギー課） <p>(市立病院)</p> <p>患者の受診手控えによる病院経営への打撃</p>	<p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙所内での利用者間の濃厚接触の防止等を目的として、4月26日より市庁舎内喫煙所の閉鎖 <p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診の中止期間が長引く中、健診の再開に向けて医師会、歯科医師会等と早急に調整する必要があった。 <p>(市立病院)</p> <p>患者の受診手控えによる病院経営への打撃</p>	<p>(総務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言解除に伴い、密にならないよう注意喚起を掲示しながら、5月25日より喫煙所の使用を再開 <p>(市立病院)</p> <p>患者の受診手控えによる病院経営への打撃</p>	<p>(市民交流部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマホで住所異動等の申請書を作成し、窓口で印字する実証実験を6/22から開始（9月30日まで）窓口で書かない、記載台を触らない。できるだけ非接触での受付を目指すとともに、市民の窓口での滞留時間の削減を図るもの。 <p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の特例措置については、乳幼児健診の事前通知に内容を追加することや市ホームページを更新することにより、本特例措置の周知を徹底する。 ・宝塚市医師会等関係機関と協議しながら、円滑に住民接種を行うための実施計画を策定する。 ・医師会、歯科医師会の協力により、4か月児・10か月児は個別健診で、1歳6か月児・3歳児は少人数制・予約制の集団健診、歯科健診は個別健診として再開する。 <p>(環境部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会や委員会の開催において、オンラインによる参加を進める（地域エネルギー課） ・緑のカーテンについて、保育所の休園が続く状況がある際の啓発方法を考える必要がある（環境政策課）